

議案第 2 号

茂原市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則の制定について

茂原市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成 29 年 9 月 27 日提出

茂原市教育長 内 田 達 也

茂原市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則

茂原市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則(昭和 47 年茂原市教育委員会規則第 21 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項を削る。

第 6 条第 1 項中「前条」を「第 5 条」に改める。

別表を次のように改める。

別表 (第 2 条第 1 項)

補助の対象となる保護者の世帯区分		補助対象経費	補助限度額		
			第 1 子	第 2 子	第 3 子以降
1	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	入園料、保育料の合計額	年額 308,000 円	年額 308,000 円	年額 308,000 円
2	当該年度に納付すべき市民税が非課税と		年額 272,000 円	年額 308,000 円	年額 308,000 円

	なる世帯		(308,000 円)	(308,000 円)	(308,000 円)
3	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が非課税となる世帯				
4	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が 77,100 円以下の世帯		年額 139,200 円 (272,000 円)	年額 223,000 円 (308,000 円)	年額 308,000 円 (308,000 円)
5	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が 211,200 円以下の世帯		年額 62,200 円	年額 185,000 円	年額 308,000 円
6	上記区分以外の世帯			—年額 154,000 円	年額 308,000 円

備考

- 1 世帯構成員中 2 人以上に所得がある場合は、所得割課税額を合算する。
- 2 途中入退園及び休園により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。
 - (1) 入園料を負担している場合

$$\text{上記の単価} \times (\text{保育料の支払月数} + 3) \div 15 \text{ (100 円未満を四捨五入)}$$
 - (2) 入園料を負担していない場合

$$\text{上記の単価} \times \text{保育料の支払月数} \div 12 \text{ (100 円未満を四捨五入)}$$
- 3 実際の支払額が限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。
- 4 市民税の所得割課税額について、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 5 条の 4 の規定の適用を受けている場合には、同条による市町村民税・道府県民税住宅借入金等特別税額控除適用前の額とする。
- 5 世帯区分の 1 から 4 までについては、保護者と生計を一にする者（保護者に監護される者、保護者に監護されていた者及び保護者又はその配偶者の直系卑属とする。）の

最年長から第1子、次年長を第2子、それ以降を第3子以降として補助限度額を決定する。

6 世帯区分の5及び6については、小学校3年生を最年長とし、最年長から第1子、次年長を第2子、それ以降を第3子以降として補助限度額を決定する。

7 次に掲げる世帯のいずれかに該当する世帯であって、世帯区分の2から4までについては、()内の額を適用する。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による配偶者のない者で現に児童を扶養している者(ただし、保護者と同一の世帯に属する者がこれに該当する場合を除く。)の属する世帯

(2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者の属する世帯

(3) 千葉県知事の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者の属する世帯

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯

(5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給を受けている者の属する世帯

(6) 国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定により障害基礎年金の支給を受けている者の属する世帯

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の茂原市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の規定は、平成29年4月1日から適用する。

提案理由 平成29年度に係る幼稚園就園奨励費補助金の国庫補助限度額の改正等に伴い、所要の改正をしようとするものです。